

四半期報告書

(第16期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表】	17
2 【その他】	51
3 【中間財務諸表】	52
4 【その他】	62
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	63

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月14日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 尾 野 俊 二

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員
財務部長 丸 山 克 明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員
東京事務所長 河 井 友 之

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店

(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度 中間連結 会計期間	平成25年度 中間連結 会計期間	平成26年度 中間連結 会計期間	平成24年度	平成25年度
		(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	32,464	35,547	32,061	65,174	67,977
連結経常利益	百万円	5,997	6,446	6,095	12,332	14,178
連結中間純利益	百万円	3,491	3,886	3,743	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	6,949	7,511
連結中間包括利益	百万円	4,119	2,313	6,501	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	12,340	6,745
連結純資産額	百万円	120,108	128,340	125,713	128,166	122,268
連結総資産額	百万円	3,126,625	3,205,384	3,372,656	3,169,835	3,340,992
1株当たり純資産額	円	269.97	289.19	306.20	289.37	298.37
1株当たり中間純利益金額	円	8.62	9.57	9.20	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	17.16	18.50
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	8.62	9.56	9.18	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	17.15	18.47
自己資本比率	%	3.49	3.66	3.69	3.70	3.62
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△15,425	3,935	△15,860	898	119,074
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	22,769	100,680	42,911	△173	170,911
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,256	△4,266	△2,443	△3,338	△14,559
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	41,091	135,744	335,434	35,404	310,812
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,413 [758]	2,400 [770]	2,425 [760]	2,366 [757]	2,375 [768]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	29,148	31,056	28,587	57,589	59,159
経常利益	百万円	4,869	5,826	5,847	10,538	12,477
中間純利益	百万円	2,986	3,746	3,821	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,365	6,834
資本金	百万円	27,484	27,484	27,484	27,484	27,484
発行済株式総数	千株	410,940	410,951	410,951	410,940	410,951
純資産額	百万円	105,381	113,174	120,195	113,206	116,878
総資産額	百万円	3,117,101	3,200,536	3,367,936	3,163,803	3,335,386
預金残高	百万円	2,855,984	2,968,008	3,053,498	2,870,715	3,046,229
貸出金残高	百万円	2,244,890	2,298,506	2,388,346	2,260,542	2,351,536
有価証券残高	百万円	750,654	679,626	563,659	804,167	608,630
1株当たり配当額	円	—	—	—	5.00	6.00
自己資本比率	%	3.38	3.53	3.56	3.57	3.50
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,125 [618]	2,122 [623]	2,154 [603]	2,087 [617]	2,107 [618]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第15期(平成26年3月)の1株当たり配当額のうち1.00円は発足15周年記念配当であります。

3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、Minato Preferred Capital Cayman Limitedは、平成26年6月30日に清算終了し、連結の範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

平成26年度上期の兵庫県経済は、個人消費や住宅投資に消費税率引き上げの影響がみられたものの、輸出の持ち直しや公共投資が増加したことに加え、設備投資の拡大や雇用情勢にも改善の動きが広がったことなどから、県下における景況感は全般に緩やかな回復を続けました。

このような環境の下、当行では「地域発展への更なる貢献」「お客さま目線での商品・サービス提供」「持続的成長に向けた態勢整備」の3つを基本方針とする中期経営計画『みなとInnovation3～更なる「進化」に向けた挑戦～』を掲げ、その諸施策を当行及び当行グループで推進した結果、当第2四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

(主要勘定)

預金の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比78億91百万円増加の3兆455億47百万円となりました。貸出金の当第2四半期連結累計期間末残高は、法人向け貸出等が増加し、前連結会計年度末比359億88百万円増加の2兆3,737億93百万円となりました。また、有価証券の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比444億76百万円減少し、5,605億17百万円となりました。

(損益)

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、株式等売却益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比34億85百万円減少の320億61百万円となりました。

また、経常費用も国債等債券売却損が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比31億35百万円減少の259億65百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比3億50百万円減少の60億95百万円、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比1億43百万円減少し、37億43百万円となりました。

セグメントごとの業績は、「銀行業セグメント」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比24億69百万円減少の285億87百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比21百万円増加の58億47百万円、「その他」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比13億49百万円減少の55億57百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比3億33百万円減少の7億59百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が569百万円減少、役務取引等収支が392百万円増加、その他業務収支が647百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間の国際業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が176百万円増加、役務取引等収支が5百万円減少、その他業務収支が60百万円増加いたしました。

以上により、前第2四半期連結累計期間に比べ、当第2四半期連結累計期間の全体の資金運用収支は392百万円減少、役務取引等収支は387百万円増加、その他業務収支が707百万円増加いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	18,210	444	—	18,655
	当第2四半期連結累計期間	17,641	621	—	18,262
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	19,584	489	31	20,042
	当第2四半期連結累計期間	18,924	686	37	19,574
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,373	44	31	1,386
	当第2四半期連結累計期間	1,283	64	37	1,311
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	4,841	118	—	4,960
	当第2四半期連結累計期間	5,234	112	—	5,347
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,690	142	—	6,832
	当第2四半期連結累計期間	7,129	136	—	7,266
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,848	23	—	1,871
	当第2四半期連結累計期間	1,894	23	—	1,918
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△163	362	—	199
	当第2四半期連結累計期間	483	423	—	907
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	4,982	362	—	5,344
	当第2四半期連結累計期間	3,090	502	—	3,592
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	5,145	—	—	5,145
	当第2四半期連結累計期間	2,606	78	—	2,685

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は7,129百万円、国際業務部門は136百万円となりました。その結果、全体では7,266百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」「代理業務」「保護預り・貸金庫業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で92.24%を占めております。

また、当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は1,894百万円、国際業務は23百万円となりました。その結果、全体では1,918百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,690	142	—	6,832
	当第2四半期連結累計期間	7,129	136	—	7,266
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,667	7	—	1,675
	当第2四半期連結累計期間	1,848	7	—	1,856
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,291	132	—	1,424
	当第2四半期連結累計期間	1,291	126	—	1,417
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	129	—	—	129
	当第2四半期連結累計期間	134	—	—	134
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	710	—	—	710
	当第2四半期連結累計期間	690	—	—	690
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	335	—	—	335
	当第2四半期連結累計期間	332	—	—	332
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	485	1	—	486
	当第2四半期連結累計期間	474	2	—	476
うち投資信託関係業務	前第2四半期連結累計期間	1,519	—	—	1,519
	当第2四半期連結累計期間	1,795	—	—	1,795
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,848	23	—	1,871
	当第2四半期連結累計期間	1,894	23	—	1,918
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	276	23	—	299
	当第2四半期連結累計期間	280	23	—	304

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,942,629	17,780	—	2,960,410
	当第2四半期連結会計期間	3,029,597	15,950	—	3,045,547
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,747,702	—	—	1,747,702
	当第2四半期連結会計期間	1,826,136	—	—	1,826,136
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,174,046	—	—	1,174,046
	当第2四半期連結会計期間	1,182,076	—	—	1,182,076
うちその他	前第2四半期連結会計期間	20,880	17,780	—	38,661
	当第2四半期連結会計期間	21,384	15,950	—	37,334
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	10,811	—	—	10,811
	当第2四半期連結会計期間	17,128	—	—	17,128
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,953,440	17,780	—	2,971,221
	当第2四半期連結会計期間	3,046,725	15,950	—	3,062,676

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,283,849	100.00	2,373,616	100.00
製造業	243,526	10.66	244,180	10.29
農業, 林業	773	0.03	987	0.04
漁業	275	0.01	315	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	148	0.01	274	0.01
建設業	104,558	4.58	108,391	4.56
電気・ガス・熱供給・水道業	7,989	0.35	10,635	0.45
情報通信業	22,561	0.99	29,607	1.25
運輸業, 郵便業	95,271	4.18	110,788	4.67
卸売業, 小売業	239,911	10.50	251,053	10.58
金融業, 保険業	79,864	3.50	91,222	3.84
不動産業, 物品賃貸業	498,375	21.82	517,184	21.79
各種サービス業	227,737	9.97	220,223	9.28
地方公共団体	103,317	4.52	119,666	5.04
その他	659,538	28.88	669,084	28.19
海外及び特別国際金融取引勘定分	229	100.00	177	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	229	100.00	177	100.00
合計	2,284,078	—	2,373,793	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日～平成26年9月30日）におけるキャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、158億60百万円の支出（前第2四半期連結累計期間比197億95百万円減少）となりました。

これは主に預金の純増が減少したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、429億11百万円の収入（前第2四半期連結累計期間比577億69百万円減少）となりました。

これは主に有価証券の売却による収入が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、24億43百万円の支出（前第2四半期連結累計期間比18億22百万円増加）となりました。

これは主に劣後特約付借入金の返済による支出が減少したことによるものです。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比246億22百万円増加し、3,354億34百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

（単位：億円、％）

	平成26年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	8.98
2. 連結における自己資本の額	1,599
3. リスク・アセットの額	17,803
4. 連結総所要自己資本額	712

単体自己資本比率(国内基準)

（単位：億円、％）

	平成26年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	8.71
2. 単体における自己資本の額	1,542
3. リスク・アセットの額	17,690
4. 単体総所要自己資本額	707

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	262	251
危険債権	508	436
要管理債権	70	58
正常債権	22,549	23,584

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
優先株式	100,000,000
計	1,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	410,951,977	410,951,977	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	410,951,977	410,951,977	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成26年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数(個)	320個(注)1
新株予約権うち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	320,000株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年7月19日から 平成56年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 181円 資本組入額 91円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1,000株とする。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日（権利行使開始日）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成55年7月18日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成55年7月19日から平成56年7月18日
- (イ) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案または当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	410,951	—	27,484	—	27,431

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	184,828	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市中央区伊藤町107-1	32,648	7.94
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	10,801	2.62
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,687	2.35
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	9,193	2.23
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	5,661	1.37
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	5,220	1.27
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	5,203	1.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	3,532	0.85
株式会社三井住友銀行信託口	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	3,317	0.80
計	—	270,092	65.72

- (注) 1 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拋出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式165,500千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。
- 2 株式会社三井住友銀行信託口は、「従業員持株会連携型ESOP」導入に伴い、設定された信託であります。なお、当該株式は中間連結財務諸表上及び中間財務諸表上、自己株式として処理しております。
- 3 みなと銀行共栄会は、平成26年11月10日付にて住所を神戸市西区竹の台6丁目2番地に変更しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 625,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 409,845,000	409,845	—
単元未満株式	普通株式 481,977	—	—
発行済株式総数	410,951,977	—	—
総株主の議決権	—	409,845	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号	625,000	—	625,000	0.15
計	—	625,000	—	625,000	0.15

(注) 上記のほか、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い、設定された従業員持株会信託口が所有する当行株式3,317,000株を、中間連結財務諸表上及び中間財務諸表上、自己株式として処理しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 312,014	※7 337,322
コールローン及び買入手形	1,086	649
買現先勘定	5,000	5,000
買入金銭債権	2,533	2,808
商品有価証券	517	576
有価証券	※7, ※12 604,993	※7, ※12 560,517
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,337,805	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,373,793
外国為替	※5 5,813	※5 11,509
リース債権及びリース投資資産	10,026	9,902
その他資産	※7 22,798	※7 33,138
有形固定資産	※9 35,886	※9 35,144
無形固定資産	5,388	5,112
退職給付に係る資産	779	501
繰延税金資産	9,636	8,074
支払承諾見返	12,841	12,991
貸倒引当金	△26,128	△24,385
資産の部合計	3,340,992	3,372,656
負債の部		
預金	※7 3,037,656	※7 3,045,547
譲渡性預金	36,034	17,128
コールマネー及び売渡手形	-	547
債券貸借取引受入担保金	※7 25,433	※7 43,169
借入金	※7, ※10 49,534	※7, ※10 67,191
外国為替	57	118
社債	※11 28,000	※11 28,000
その他負債	23,575	26,282
賞与引当金	984	972
退職給付に係る負債	3,701	4,066
役員退職慰労引当金	68	55
睡眠預金払戻損失引当金	653	681
繰延税金負債	183	190
支払承諾	12,841	12,991
負債の部合計	3,218,724	3,246,943
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,529	49,557
利益剰余金	38,361	38,913
自己株式	△640	△561
株主資本合計	114,735	115,394
その他有価証券評価差額金	6,974	9,543
退職給付に係る調整累計額	△435	△307
その他の包括利益累計額合計	6,538	9,235
新株予約権	87	114
少数株主持分	907	969
純資産の部合計	122,268	125,713
負債及び純資産の部合計	3,340,992	3,372,656

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	35,547	32,061
資金運用収益	20,042	19,574
(うち貸出金利息)	17,050	16,687
(うち有価証券利息配当金)	2,604	2,394
役務取引等収益	6,832	7,266
その他業務収益	5,344	3,592
その他経常収益	※1 3,328	※1 1,628
経常費用	29,101	25,965
資金調達費用	1,386	1,311
(うち預金利息)	936	852
役務取引等費用	1,871	1,918
その他業務費用	5,145	2,685
営業経費	17,649	18,069
その他経常費用	※2 3,048	※2 1,980
経常利益	6,446	6,095
特別損失	97	82
固定資産処分損	92	79
減損損失	※3 5	※3 2
税金等調整前中間純利益	6,348	6,013
法人税、住民税及び事業税	2,582	1,728
法人税等調整額	△391	483
法人税等合計	2,191	2,211
少数株主損益調整前中間純利益	4,157	3,801
少数株主利益	270	58
中間純利益	3,886	3,743

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	4,157	3,801
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,843	2,572
退職給付に係る調整額	-	127
その他の包括利益合計	△1,843	2,700
中間包括利益	2,313	6,501
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,031	6,439
少数株主に係る中間包括利益	282	61

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,484	49,500	32,876	△778	109,082
当中間期変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当			△2,027		△2,027
中間純利益			3,886		3,886
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		89	106
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	0	17	1,859	88	1,966
当中間期末残高	27,484	49,518	34,735	△690	111,048

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,247	—	8,247	36	10,800	128,166
当中間期変動額						
新株の発行						1
剰余金の配当						△2,027
中間純利益						3,886
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						106
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△1,854	—	△1,854	22	40	△1,791
当中間期変動額合計	△1,854	—	△1,854	22	40	174
当中間期末残高	6,392	—	6,392	59	10,840	128,340

当中間連結会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,484	49,529	38,361	△640	114,735
会計方針の変更による累積的影響額			△752		△752
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,484	49,529	37,609	△640	113,983
当中間期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			△2,438		△2,438
中間純利益			3,743		3,743
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		27		80	108
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	27	1,304	79	1,410
当中間期末残高	27,484	49,557	38,913	△561	115,394

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,974	△435	6,538	87	907	122,268
会計方針の変更による累積的影響額						△752
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,974	△435	6,538	87	907	121,516
当中間期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当						△2,438
中間純利益						3,743
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						108
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,569	127	2,696	27	61	2,785
当中間期変動額合計	2,569	127	2,696	27	61	4,196
当中間期末残高	9,543	△307	9,235	114	969	125,713

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,348	6,013
減価償却費	1,674	1,783
減損損失	5	2
貸倒引当金の増減(△)	2,491	1,536
賞与引当金の増減額(△は減少)	19	△11
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△7	-
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	-	△71
前払年金費用の増減額(△は増加)	137	-
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	-	△255
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△6	△13
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	23	28
資金運用収益	△20,042	△19,574
資金調達費用	1,386	1,311
有価証券関係損益(△)	△1,857	△987
為替差損益(△は益)	△438	△2,258
固定資産処分損益(△は益)	92	79
商品有価証券の純増(△)減	367	△58
貸出金の純増(△)減	△41,719	△39,126
預金の純増減(△)	97,697	8,150
譲渡性預金の純増減(△)	△2,571	△18,905
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	770	17,657
有利息預け金の純増(△)減	△32	△685
コールローン等の純増(△)減	△23,377	162
コールマネー等の純増減(△)	-	547
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△35,594	17,735
外国為替(資産)の純増(△)減	749	△5,695
外国為替(負債)の純増減(△)	7	61
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	446	124
資金運用による収入	22,091	20,567
資金調達による支出	△1,587	△1,326
その他	△162	58
小計	6,910	△13,151
法人税等の支払額	△2,975	△2,714
法人税等の還付額	1	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,935	△15,860

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△175,902	△98,212
有価証券の売却による収入	250,776	70,990
有価証券の償還による収入	27,263	70,933
有形固定資産の取得による支出	△933	△395
有形固定資産の売却による収入	0	157
その他	△523	△562
投資活動によるキャッシュ・フロー	100,680	42,911
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主からの払込みによる収入	-	0
劣後特約付借入金の返済による支出	△2,000	-
配当金の支払額	△2,024	△2,434
少数株主への配当金の支払額	△239	-
リース債務の返済による支出	△107	△115
自己株式の取得による支出	△0	△1
自己株式の売却による収入	106	108
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,266	△2,443
現金及び現金同等物に係る換算差額	△10	14
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	100,340	24,622
現金及び現金同等物の期首残高	35,404	310,812
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 135,744	※1 335,434

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 15社

みなとビジネスサービス株式会社
みなとアセットリサーチ株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
みなとコンサルティング株式会社
みなと元気ファンド投資事業有限責任組合
みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合
みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合
みなとビジネスリレー投資事業有限責任組合
みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合
ひょうご6次産業化ファンド投資事業有限責任組合

(連結の範囲の変更)

Minato Preferred Capital Cayman Limitedは清算により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 7社

9月末日 8社

(2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,771百万円（前連結会計年度末は14,420百万円）であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が774百万円減少し、退職給付に係る負債が392百万円増加し、繰延税金資産が415百万円増加し、利益剰余金が752百万円減少しております。また、当中間連結累計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ42百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用しておりますが、当該実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続するため、当該実務対応報告の適用による中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度において、当行株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」という。）を設定のうえ、本信託の受託者である株式会社三井住友銀行（以下「受託者」という。）が、当行の従業員持株会である「みなと銀行従業員持株会」（以下「当行持株会」という。）による当行株式の継続的かつ安定的な買付けに資するために、（i）借入れにより調達した資金をもって、当行が処分する自己株式である当行株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当行株式を売り付けること、（ii）本信託の信託財産に属する当行株式につき、当行持株会の会員（以下「会員」という。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、（iii）本信託の信託財産に属する当行株式の売却によって当該借入れ返済後に余剰が生じる場合、金銭を会員に交付すること等を実施いたします。

また、当行は受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までには当行株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当行株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当行が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することとなりますが、従業員（会員）への追加負担は一切ございません。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号平成25年12月25日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額

前連結会計年度571百万円、当中間連結会計期間487百万円

② 当該自行の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する当行の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

③ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 前連結会計年度末3,886千株、当中間連結会計期間3,317千株

期中平均株式数 前中間連結会計期間4,638千株、当中間連結会計期間3,647千株

④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	4,078百万円	2,094百万円
延滞債権額	67,241百万円	65,655百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	579百万円	188百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,373百万円	5,612百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	78,272百万円	73,551百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	24,377百万円	20,951百万円

※6 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表（前連結貸借対照表）に計上した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	77,917百万円	83,904百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	95,485百万円	120,086百万円
預け金	0 "	0 "
その他資産	90 "	90 "
計	95,575 "	120,177 "

担保資産に対応する債務

預金	2,898 "	3,873 "
借入金	39,821 "	57,603 "
債券貸借取引受入担保金	25,433 "	43,169 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	38,640百万円	38,712百万円
その他資産 (手形交換所保証金等)	57百万円	57百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	3,173百万円	3,205百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	460,574百万円	467,886百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	452,244百万円	458,990百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	21,834百万円	22,563百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	8,200百万円	8,200百万円

※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	23,188百万円	25,625百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
株式等売却益	2,321百万円	664百万円
部分直接償却取立益	205百万円	340百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,491百万円	1,536百万円
株式等売却損	147百万円	一百万円

※3 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
兵庫県小野市	遊休	建物等	5
計			5

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額2百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
兵庫県神戸市西区	遊休	建物等	2
計			2

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,940	11	—	410,951	(注) 1
合計	410,940	11	—	410,951	
自己株式					
普通株式	5,482	5	629	4,858	(注) 2. 3. 4
合計	5,482	5	629	4,858	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加11千株は、新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。
2. 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当行の株式がそれぞれ、4,901千株、4,272千株含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少629千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるもの等であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			59	
合計			—			59	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,027	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	種類株式	—	—	—	—

- (注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金24百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,951	—	—	410,951	
合計	410,951	—	—	410,951	
自己株式					
普通株式	4,502	8	569	3,942	(注) 1. 2. 3
合計	4,502	8	569	3,942	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当行の株式がそれぞれ、3,886千株、3,317千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少569千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるもの等であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
			増加	減少			
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権		—			114	
合計			—			114	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,438	6	平成26年3月31日	平成26年6月30日
	種類株式	—	—	—	—

- (注) 1. 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金23百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。
2. 1株当たり配当額のうち1円は発足15周年記念配当であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金預け金勘定	137,054百万円	337,322百万円
有利息預け金	△1,310百万円	△1,887百万円
現金及び現金同等物	135,744百万円	335,434百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	312,014	312,014	—
(2) コールローン及び買入手形	1,086	1,086	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	517	517	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	67,006	67,271	264
その他有価証券	534,306	534,306	—
(5) 貸出金	2,337,805		
貸倒引当金（※1）	△25,075		
	2,312,730	2,314,031	1,301
資産計	3,227,661	3,229,227	1,565
(1) 預金	3,037,656	3,038,134	△477
(2) 譲渡性預金	36,034	36,037	△2
(3) 債券貸借取引受入担保金	25,433	25,433	—
(4) 借入金	49,534	48,748	785
(5) 社債	28,000	28,227	△227
負債計	3,176,658	3,176,581	77
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	730	730	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	730	730	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	337,322	337,322	—
(2) コールローン及び買入手形	649	649	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	576	576	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	50,145	50,332	187
その他有価証券	506,331	506,331	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,373,793 △23,340		
	2,350,453	2,353,207	2,753
資産計	3,245,478	3,248,419	2,941
(1) 預金	3,045,547	3,046,024	△477
(2) 譲渡性預金	17,128	17,129	△1
(3) 債券貸借取引受入担保金	43,169	43,169	—
(4) 借入金	67,191	64,525	2,666
(5) 社債	28,000	28,180	△180
負債計	3,201,037	3,199,028	2,008
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	657	657	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	657	657	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した際に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
①非上場株式（※1）（※2）	2,249	2,486
②組合出資金等（※3）	1,431	1,554
合 計	3,681	4,041

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	58,437	58,704	267
	短期社債	—	—	—
	社債	1,489	1,501	11
	その他	—	—	—
	小計	59,926	60,206	279
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,883	1,881	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	5,195	5,183	△12
	その他	—	—	—
	小計	7,079	7,064	△14
合計		67,006	67,271	264

当中間連結会計期間 (平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	43,458	43,637	178
	短期社債	—	—	—
	社債	3,391	3,401	9
	その他	—	—	—
	小計	46,850	47,038	188
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,294	3,294	△0
	その他	—	—	—
	小計	3,294	3,294	△0
合計		50,145	50,332	187

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	21,488	12,094	9,393
	債券	355,970	354,059	1,910
	国債	197,491	196,648	842
	地方債	76,599	76,090	509
	短期社債	—	—	—
	社債	81,879	81,320	558
	その他	45,265	44,227	1,037
	小計	422,723	410,381	12,341
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,323	1,649	△326
	債券	48,939	49,072	△132
	国債	10,002	10,004	△2
	地方債	3,726	3,750	△23
	短期社債	—	—	—
	社債	35,211	35,317	△106
	その他	61,320	62,485	△1,165
	小計	111,583	113,206	△1,623
合計		534,306	523,588	10,717

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	24,186	12,527	11,659
	債券	365,352	363,242	2,109
	国債	194,767	193,676	1,091
	地方債	69,439	69,088	351
	短期社債	—	—	—
	社債	101,145	100,477	667
	その他	68,830	67,339	1,490
	小計	458,369	443,109	15,259
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,025	1,215	△190
	債券	18,887	18,987	△99
	国債	—	—	—
	地方債	2,438	2,450	△11
	短期社債	—	—	—
	社債	16,448	16,536	△88
	その他	28,049	28,297	△247
	小計	47,962	48,500	△538
合計		506,331	491,609	14,721

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、8百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、23百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	10,717
その他有価証券	10,717
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,665
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	7,052
(△)少数株主持分相当額	78
その他有価証券評価差額金	6,974

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	14,721
その他有価証券	14,721
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	5,096
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	9,624
(△)少数株主持分相当額	81
その他有価証券評価差額金	9,543

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	43,033	40,898	1,242	1,242
	受取変動・支払固定	43,033	40,898	△602	△602
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	5,160	4,776	1	45	
買建	5,160	4,776	△1	△30	
	合計	—	—	640	655

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	47,364	44,513	1,545	1,545
	受取変動・支払固定	47,364	44,513	△787	△787
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	5,033	3,779	△3	24	
買建	5,033	3,779	6	△11	
	合計	—	—	760	771

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	84,500	76,045	126	126
	為替予約				
	売建	15,023	4	△123	△123
	買建	7,180	—	81	81
	通貨オプション				
	売建	494	308	△54	△19
	買建	494	308	59	24
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	90	90

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	101,153	89,432	124	124
	為替予約				
	売建	19,427	1,651	△647	△647
	買建	8,970	1,157	412	412
	通貨オプション				
	売建	733	580	△74	△29
	買建	733	580	81	36
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△103	△103

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業経費	24百万円	27百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	株式会社みなと銀行第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名、当行執行役員12名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 334,000株
付与日	平成25年7月19日
権利確定条件	当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成25年6月27日から平成25年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成25年7月20日から平成55年7月19日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	166円

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	株式会社みなと銀行第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名、当行執行役員16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 320,000株
付与日	平成26年7月18日
権利確定条件	当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成26年6月27日から平成26年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成26年7月19日から平成56年7月18日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	181円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、銀行業務の全体に占める割合が相当程度あることから、報告セグメントは、みたと銀行が行う「銀行業」のみとし、連結子会社が行う事業を「その他」としております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告されている事業セグメントについて、報告セグメントと報告セグメントに含まれない「その他」間、及び「その他」内の連結子会社間の取引条件等については、一般の取引先と同様に決定されております。

報告セグメントの利益及び「その他」の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額との差異、報告セグメント及び「その他」の資産の合計額と中間連結貸借対照表計上額との差異については、「3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりであります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸 表計上額
	銀行業				
経常収益					
（1）外部顧客に対する 経常収益	30,402	5,144	35,547	—	35,547
（2）セグメント間の内部 経常収益	654	1,761	2,416	△2,416	—
計	31,056	6,906	37,963	△2,416	35,547
セグメント利益	5,826	1,093	6,919	△473	6,446
セグメント資産	3,200,536	671,586	3,872,122	△666,738	3,205,384
その他の項目					
減価償却費	1,622	39	1,661	3	1,665
資金運用収益	20,243	652	20,895	△853	20,042
資金調達費用	1,656	79	1,736	△350	1,386
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,282	121	1,403	—	1,403

- （注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、リース、事務処理代行、ベンチャー・キャピタル業等を含んでおります。
- 3 調整額は以下のとおりであります。
- （1）セグメント利益の調整額△473百万円は、連結処理に伴う調整額であります。
- （2）セグメント資産の調整額△666,738百万円は、連結処理に伴う調整額であります。
- （3）減価償却費の調整額3百万円、資金運用収益の調整額△853百万円、資金調達費用の調整額△350百万円は連結処理に伴う調整額であります。
- 4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	中間連結財務諸 表計上額
	銀行業				
経常収益					
（1）外部顧客に対する 経常収益	27,933	4,128	32,061	—	32,061
（2）セグメント間の内部 経常収益	654	1,428	2,082	△2,082	—
計	28,587	5,557	34,144	△2,082	32,061
セグメント利益	5,847	759	6,607	△511	6,095
セグメント資産	3,367,936	672,313	4,040,250	△667,593	3,372,656
その他の項目					
減価償却費	1,741	35	1,777	1	1,778
資金運用収益	19,809	371	20,180	△606	19,574
資金調達費用	1,333	73	1,406	△95	1,311
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	974	41	1,016	—	1,016

（注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、リース、事務処理代行、経営相談業務等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△511百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（2）セグメント資産の調整額△667,593百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（3）減価償却費の調整額1百万円、資金運用収益の調整額△606百万円、資金調達費用の調整額△95百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,308	7,847	9,391	35,547

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	18,271	5,392	8,397	32,061

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	5	—	5

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	2	—	2

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額	298円37銭	306円20銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	122,268	125,713
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	994	1,083
(うち新株予約権)	百万円	87	114
(うち少数株主持分)	百万円	907	969
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	121,273	124,629
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	406,449	407,009

2 「1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数」は、当行所有の自己株式及び従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除して算出しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数
前連結会計年度3,886千株、当中間連結会計期間3,317千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	9.57	9.20
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,886	3,743
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,886	3,743
普通株式の期中平均株式数	千株	405,726	406,683
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	9.56	9.18
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	430	770
うち新株予約権	千株	430	770
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 「普通株式の期中平均株式数」は、当行所有の自己株式及び従業員持株会信託口が所有する当行株式を控除して算出しております。

1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数
前中間連結会計期間4,638千株、当中間連結会計期間3,647千株

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額が1円84銭減少し、1株当たり中間純利益金額が10銭増加し、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額が10銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当中間会計期間 (平成26年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 312,004	※8 337,303
コールローン	1,086	649
買現先勘定	5,000	5,000
商品有価証券	517	576
有価証券	※1, ※8, ※12 608,630	※1, ※8, ※12 563,659
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,351,536	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 2,388,346
外国為替	※6 5,813	※6 11,509
その他資産	9,772	21,084
その他の資産	※8 9,772	※8 21,084
有形固定資産	35,813	35,059
無形固定資産	5,247	4,993
前払年金費用	2,712	2,193
繰延税金資産	9,024	7,574
支払承諾見返	12,629	12,804
貸倒引当金	△24,402	△22,816
資産の部合計	3,335,386	3,367,936
負債の部		
預金	※8 3,046,229	※8 3,053,498
譲渡性預金	40,034	21,128
コールマネー	-	547
債券貸借取引受入担保金	※8 25,433	※8 43,169
借入金	※8, ※10 49,534	※8, ※10 67,191
外国為替	57	118
社債	※11 28,000	※11 28,000
その他負債	10,226	14,590
未払法人税等	2,255	1,297
リース債務	1,365	1,142
資産除去債務	366	368
その他の負債	6,239	11,782
賞与引当金	879	868
退職給付引当金	4,829	5,142
睡眠預金払戻損失引当金	653	681
支払承諾	12,629	12,804
負債の部合計	3,218,507	3,247,741

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,529	49,557
資本準備金	27,431	27,431
その他資本剰余金	22,098	22,125
利益剰余金	33,759	34,390
利益準備金	53	53
その他利益剰余金	33,706	34,337
別途積立金	2,325	2,325
繰越利益剰余金	31,381	32,012
自己株式	△640	△561
株主資本合計	110,133	110,871
その他有価証券評価差額金	6,657	9,209
評価・換算差額等合計	6,657	9,209
新株予約権	87	114
純資産の部合計	116,878	120,195
負債及び純資産の部合計	3,335,386	3,367,936

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	31,056	28,587
資金運用収益	20,243	19,809
(うち貸出金利息)	16,990	16,657
(うち有価証券利息配当金)	3,085	2,872
役務取引等収益	5,862	6,314
その他業務収益	1,598	802
その他経常収益	※1 3,350	※1 1,660
経常費用	25,229	22,739
資金調達費用	1,656	1,333
(うち預金利息)	937	852
役務取引等費用	2,256	2,256
その他業務費用	1,585	78
営業経費	※2 16,747	※2 17,108
その他経常費用	※3 2,982	※3 1,961
経常利益	5,826	5,847
特別損失	97	82
税引前中間純利益	5,728	5,765
法人税、住民税及び事業税	2,269	1,499
法人税等調整額	△287	443
法人税等合計	1,982	1,943
中間純利益	3,746	3,821

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	27,484	27,430	22,069	49,500	53	2,325	26,574	28,953
当中間期変動額								
新株の発行	0	0		0				
剰余金の配当							△2,027	△2,027
中間純利益							3,746	3,746
自己株式の取得								
自己株式の処分			17	17				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	0	0	17	17	—	—	1,719	1,719
当中間期末残高	27,484	27,431	22,086	49,518	53	2,325	28,293	30,672

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△778	105,158	8,010	8,010	36	113,206
当中間期変動額						
新株の発行		1				1
剰余金の配当		△2,027				△2,027
中間純利益		3,746				3,746
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	89	106				106
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△1,880	△1,880	22	△1,857
当中間期変動額合計	88	1,826	△1,880	△1,880	22	△31
当中間期末残高	△690	106,985	6,129	6,129	59	113,174

当中間会計期間(自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,484	27,431	22,098	49,529	53	2,325	31,381	33,759
会計方針の変更による累積的影響額							△752	△752
会計方針の変更を反映した当期首残高	27,484	27,431	22,098	49,529	53	2,325	30,629	33,007
当中間期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当							△2,438	△2,438
中間純利益							3,821	3,821
自己株式の取得								
自己株式の処分			27	27				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	27	27	—	—	1,382	1,382
当中間期末残高	27,484	27,431	22,125	49,557	53	2,325	32,012	34,390

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△640	110,133	6,657	6,657	87	116,878
会計方針の変更による累積的影響額		△752				△752
会計方針の変更を反映した当期首残高	△640	109,381	6,657	6,657	87	116,126
当中間期変動額						
新株の発行						
剰余金の配当		△2,438				△2,438
中間純利益		3,821				3,821
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	80	108				108
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			2,551	2,551	27	2,579
当中間期変動額合計	79	1,489	2,551	2,551	27	4,068
当中間期末残高	△561	110,871	9,209	9,209	114	120,195

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,067百万円(前事業年度末は12,683百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価していません。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減していません。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が774百万円減少し、退職給付引当金が392百万円増加し、繰延税金資産が415百万円増加し、繰越利益剰余金が752百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ42百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産額が1円84銭減少し、1株当たり中間純利益金額が10銭増加し、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額が10銭増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用しておりますが、当該実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理については、従来採用していた方法を継続するため、当該実務対応報告の適用による中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、中間連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	3,978百万円	3,778百万円
出資金	946百万円	823百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	4,057百万円	2,161百万円
延滞債権額	67,150百万円	65,663百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	579百万円	188百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,373百万円	5,612百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	78,160百万円	73,626百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	24,377百万円	20,951百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表(貸借対照表)に計上した額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	77,917百万円	83,904百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	95,485百万円	120,086百万円
預け金	0 "	0 "
その他の資産	90 "	90 "
計	95,575 "	120,177 "

担保資産に対応する債務

預金	2,898 "	3,873 "
借入金	39,821 "	57,603 "
債券貸借取引受入担保金	25,433 "	43,169 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	38,640百万円	38,712百万円
その他の資産 (手形交換所保証金等)	57百万円	57百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	3,170百万円	3,203百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	454,844百万円	462,689百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	446,515百万円	453,792百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	8,200百万円	8,200百万円

※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
23,188百万円	25,625百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
株式等売却益	2,321百万円	662百万円
部分直接償却取立益	205百万円	340百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	901百万円	930百万円
無形固定資産	725百万円	814百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,413百万円	1,504百万円
株式等売却損	147百万円	一百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成26年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(平成26年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、出資金及び関連会社株式、出資金の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
子会社株式、 出資金	4,925	4,601
関連会社株式、 出資金	—	—
合計	4,925	4,601

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月13日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月13日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 田 正 史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月14日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 尾野俊二

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取尾野俊二は、当行の第16期第2四半期(自平成26年7月1日至平成26年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。